

# 新たに2つの大学と連携大学院協定締結

名古屋市立大並びに北大と研究協定

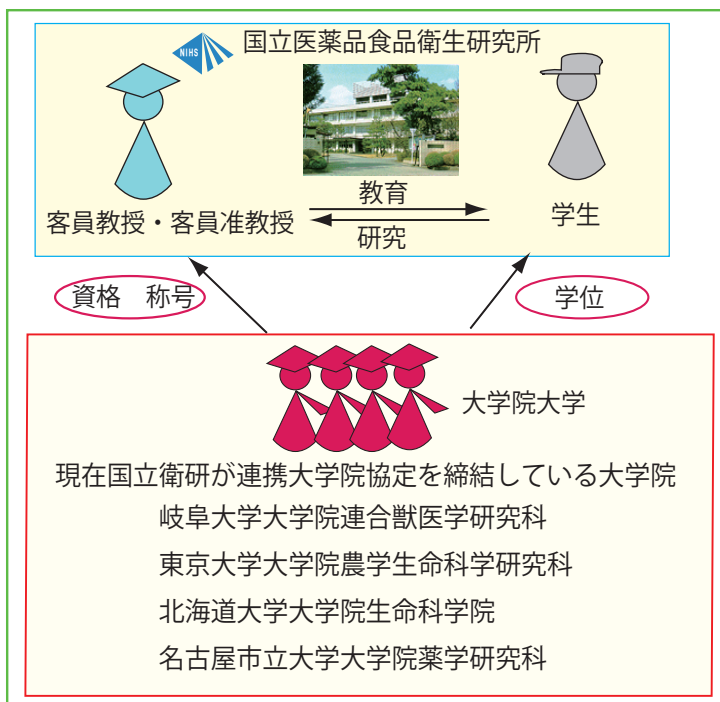
広報担当 宮原 誠

2011年3月までに国立衛研は、名古屋市立大学大学院薬学研究科並びに北海道大学大学院生命科学院との間で教育研究の連携に関する協定を結んだ。これにより、2011年4月より医薬品関連の分野の当所職員の中から、指導教員として大学院客員教授と客員准教授がそれぞれ任命され、大学院生を受け入れる体制が整えられた。

名古屋市立大の研究分野は医薬品の品質保証学で、来年度から学生を受け入れる予定で準備が進められている。7月16日同大学において、連携大学院協定締結記念シンポジウムが開催された。北大については生命医薬科学中のレギュラトリーサイエンス分野で、既に博士課程2年生が在籍し、教育研究が実施されている。

なお、2000年頃から、国立衛研は複数の大学院と連携大学院協定を締結してきたが、現在、岐阜大学並びに東京大学との協定を継続し、応用獣医学分野（獣医公衆衛生学、食品危害科学等）の教育研究を実施している。

このようなアカデミアとの連携は国立衛研の研究活動の活性化につながり、レギュラトリーサイエンスの普及・啓蒙に役立つだけでなく、有能な人材を育成し、将来その分野で活躍できる研究者を輩出することは社会貢献として重要である。一方、大学院生の受け入れや大学での講義などを行うことに伴う、研究及び教育の両面における責任が生じる事を認識しながら更なる協力を推進する必要がある。



連携大学院制度とは 研究所等と大学院が連携し、研究者を育成する制度で、大学院の客員教員に研究所等の職員が就任し、同研究所内で大学院生を指導する制度。大学院設置基準により、学生は研究所等で研究指導を受けることが可能であったが、国立研究所等の職員には職務専念の義務があるので、研究所外での研究や教育活動に許可を得ることが困難であった。1996年から文部科学省と厚生労働省等との調整により、“勤務時間外の兼業は、兼業先との間に許認可や補助金の交付等の関わり合いがなく、かつ職務の遂行に支障がない場合は原則として許可できる”

国立衛研における連携大学院の状況（2011・8現在） ことになった。